

新庄市立泉田保育所 重要事項説明書（令和８年度）

１．施設の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	新庄市
事業者の所在地	新庄市沖の町１０番３７号
事業者の連絡先	０２３３－２２－２１１１（代表）
代表者	新庄市長 山科 朝則

（２）施設の概要

種別	保育所							
名称	新庄市立泉田保育所							
所在地	新庄市大字泉田字往還東４６０							
連絡先	電話（fax 兼） ０２３３－２５－２０２０							
施設長氏名	菅 律子							
開設年月日	昭和５１年４月１日							
利用定員	（２号）	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
	（３号）	６人	９人	１２人	１２人	１２人	１２人	６３人
当園の基本理念・方針		〔目的〕心身ともに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。 〔目標〕・遊び込める子 ・自分に自信が持てる子 ・友だちを大切にする子						

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	４，２０３．５６ ㎡
	園庭	３，６９６．７８ ㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 １階建て
	延べ	５０６．７８ ㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室 兼 ほふく室	1 室	ひよこ組：0～1 歳児
保育室	3 室	うさぎ組：2 歳児クラス、 きりん組・ぱんだ組：5・4 歳児クラス こあら組：3 歳児クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
静養室	1 室	
幼児用トイレ	2 室	

(5) 職員体制（令和 8 年 4 月 1 日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1 人	1 人	人	
主任保育士	1 人	1 人	人	
保育士	1 9 人	6 人	1 3 人	
調理員	2 人	1 人	1 人	
その他職員	1 人	0 人	1 人	雑役 1 名
嘱託医（内科・歯科）	2 人	人	2 人	内科・歯科 各 1 名

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2 号・3 号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分（1 1 時間）
	保育短時間	午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後 6 時 3 0 分～午後 6 時 5 0 分
	保育短時間	朝：午前 7 時 3 0 分～午前 8 時 3 0 分 夕：午後 4 時 3 0 分～午後 6 時 5 0 分
開所時間	月～土曜日	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 5 0 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）	

(7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	副食費(食事の提供に要する費用)	月額	年少児以上5, 100円
	保険料(日本スポーツ振興センター共済掛金)	年額	240円
	新年度準備費(ネーム、連絡帳(3歳未満児用)、集金袋、おしらせ袋、クラスカラー帽子)	年額	3歳未満児1, 890円 年少児以上1, 690円
	教材費(粘土、粘土ケース、粘土ヘラのり、はさみ、クレヨン、色鉛筆)	年額	年少児以上3, 700円
その他	延長保育に係る費用	月額	2, 000円

* 新年度準備費および教材費は、別途購入希望調査を行います。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

給食の提供を行います。食物アレルギーによる食事制限が必要とされるお子さんについては、医師の生活管理指導表に基づき、対応可能な範囲で食事を提供します。

(9) 年間行事予定（令和8年度）

月	行事内容
4月	入所式、嘱託医健診（内科・歯科）
5月	春の遠足
6月	保育参観、水遊び開始
7月	七夕祭り、夏祭り
8月	すいか割り
9月	
10月	運動会、秋の遠足、嘱託医健診（内科・歯科）
11月	収穫祭、やきいも大会
12月	お遊戯会、クリスマス会
1月	なし団子飾り
2月	節分豆まき、一日入所
3月	ひな祭り集会、修了式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退所理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（修了を含む。） ・保護者から退所の申出があったとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登所は9時までをお願いします。 ・当日に欠席、又は登所が遅れることを連絡する場合は9時までにご連絡ください。 ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れる時は、電話でご連絡ください。また、送迎者の変更は事前にご連絡下さい。 ・熱が37.5℃以上ある場合は、登所を控えてください。また、登所後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 ・感染症により欠席した場合は、施設内での感染を防ぐため、受診した医療機関の医師の確認を得たうえ、次回登所時に「感染症等治癒報告」が必要な場合があります。 ・【与薬の取り扱いについて】登所しても問題ないがどうしても日中の与薬が必要な場合は、日本保育保健協議会に規定された方法で実施します。お薬とともに「与薬依頼書」を提出していただく必要があるため、個別にご相談ください。

(11) 嘱託医（内科）

医療機関の名称	医療法人社団こくの医院
医院長名	穀野 真一郎
所在地	新庄市泉田10-1
電話番号	0233-25-2501

(12) 嘱託医（歯科）

医療機関の名称	伊藤ヨシユキ歯科医院
医院長名	伊藤 好之
所在地	新庄市泉田字村東2
電話番号	0233-25-3225

(13) 緊急時における対応方法

- ・当所は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・保育の提供により事故が発生した場合は、市長及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

【管轄する消防署】

消防署名	最上広域消防本部
所在地	新庄市大字松本 8 2 7 番地
電話番号	0 2 3 3 - 2 2 - 7 5 2 1

【管轄する警察署】

警察署名	新庄警察署
所在地	新庄市大字松本 8 2 2 番地
電話番号	0 2 3 3 - 2 2 - 0 1 1 0

(1 4) 非常災害対策

防火管理者	菅 律子
消防計画届出年月日	令和 8 年 4 月 1 日
避難訓練	地震等の災害時や不審者侵入の避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	旧泉田小学校跡地
緊急時の連絡手段	電話または一斉配信

(1 5) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	菅 律子	所長
相談・苦情解決責任者	土屋 智史	新庄市子育て推進課長
第三者委員	(氏名) 高橋 千賀子	(電話番号) 2 8 - 8 9 0 5
		(役職) 主任児童委員
	(氏名) 阿部 賀津子	(電話番号)
		0 9 0 - 1 3 7 3 - 9 6 1 1
		(役職) 主任児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

- ・当所は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。
- ・苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行います。
- ・苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録します。

(1 6) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	保育所の管理下において児童が災害（負傷・疾病・障害・死亡）に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。
保険金額	児童 1 人あたり 年額 2 4 0 円

(1 7) 個人情報の取り扱い

- ・ 特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ・ 児童の写真・映像などの使用について保護者の意向を伺い承諾書を提出していただきます。

(1 8) その他

- ・ 食品チェックリスト表（未食・食物アレルギーについて）

食事の提供をするにあたり、食品の摂取状況等について確認します。

（令和 8 年 4 月 1 日作成）